

3月27日、エルサルバドル政府は、先週金曜日夜から国内において殺人事件が多発している状況（25日：14件、26日：62件、いずれも国家文民警察発表）に対応するため、非常事態宣言を発出し、本日から30日間、憲法で保障されているいくつかの権利を一時的に停止する措置をとることを発表しました。停止される権利には、出入国の自由、表現の自由、集会・結社の自由（但し宗教、文化、経済、スポーツを理由としたものは除く）、通信の秘密が含まれるとされていますが、具体的にどのような措置が取られるのかは明らかになっておりません。

なお、今回の措置は、2020年の新型コロナウイルス対策の際の措置に同じとみられると一部の報道もあるなか、ブケレ大統領は、今回の非常事態宣言は、大多数の一般国民の日常生活に影響を与えるものではないと述べております。

当面、エルサルバドル国内において、当局による犯罪集団等への取り締まりが強化されることが予想されますので、在留邦人の皆さまにおかれては、常に最新の情報をご確認頂き、都市間移動等外出の際には、十分ご注意頂き、慎重な対応をお願いします。